

13 工事に伴い生じる根株、伐採木及び末木枝条の自然還元利用等について

第1 工事での使用

当所発注工事に伴い生じる根株、伐採木及び末木枝条（以下「根株等」という。）を自然還元利用する場合は、以下のように取り扱う。

- ① 林道工事に伴い生じる根株等は、林縁部及び隣接林地内に流出しないように配置し、森林土壌への自然還元利用を図る。

なお、根株等の配置は、監督員から指示を受け実施するものとする。

- ② 治山事業等の工事に伴い生じる根株等を含む掘削土砂（剥ぎ取り表土）は、治山ダム背面へはねつけ、下流に流出しないよう袖裏等に安定した状態で埋め戻し、森林土壌への自然還元利用を図る。

なお、埋め戻す位置及び工程については、監督員に提出し承認を得るものとする。

- ③ 資材運搬路開設工事においては、根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土を盛土材として利用できるものとする。

なお、盛土材として利用できる箇所は、路体構造として車両の荷重を支える盛土部（路体盛土部）以外の土羽部のみとし、路体盛土部では、盛土敷均し・締固めに支障をきたすため、根株等は除去するものとする。

第2 搬出処理する場合

現地が狭隘で処理箇所がない、または地権者の要望等により工事での使用が出来ない場合の根株等は、監督員と協議の上、木くずの再資源化処分の許可を受けた施設（以下「再資源化施設」という。）に搬出処理することとする。ただし、再資源化施設が工事現場から50km以内でない場合は、最寄りの縮減(焼却)施設に搬出処理することが出来る。

なお、処理先の選定については、栃木県産業廃棄物処理業者名簿を参考とし、処理方法については、施工計画書に明記すること。